

令和2年9月定例農業委員会議事録

開会 9月25日(金)午前9時

(欠席委員)野々山委員、近藤(雅)委員

(事務局出席者)野々山(清)局長、野々山(千)次長、水野主幹、
酒井副主幹、山本主査、山口主事、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから9月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、野々山委員、近藤雅俊委員から欠席の届出を受けております。

現在の出席農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

3番、萩野委員、4番、鈴木委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第23号、農地法3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました番号1、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：所有者は高齢により耕作が難しい状態です。申請者は本申請地の隣接地に自宅がある方のため、適任かと思えます。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありました、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については許可することとします。

議 長：続きまして、番号2、黒笹の件につきまして、地元の加納委員から御意見を申し上げます。

加納委員：申請者につきましては、高齢のため息子さんが耕作するというので、耕作する旨を確認しております。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2については許可することとします。

《採決結果：議案第23号 全員賛成2件》

議 長：続きまして、議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請の意見につきましては、申請者より取下げの願いがありましたので、議事より除き、進行いたします。

議 長：続きまして、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありました番号1、西一色の件につきまして、地元の梶川委員から御説明をお願いします。

梶川委員：事業者・地元と話しをして、特に問題ないと思います。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等がないようでありますので、番号1について採決を採ります。
番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号1については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、福谷の件につきまして、地元の鈴木委員から御意見を申し上げます。

鈴木委員：本申請について、地元の排水同意の関係で、区長、農業関係、土地改良区、生産組合等も含めて、土地利用審査会で審議させていただいた結果、既存集落性のあるところで、かつ、周辺の農地への影響はないという判断の下に、適当と判断をさせていただきました。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等がないようでありますので、番号2について採決を採ります。
番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2については適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

鈴木委員：議長。1つ確認をよろしいですか。

議 長：はい、どうぞ。

鈴木委員：番号2について可決ということで終了させていただいたけれども、事務局から、この案件の説明に関して、駐車場の排水を中央に集めて、母屋にその雨水を回して、道路側溝へ流すということを聞きました。地元の雨水排水同意ということで、行政区の区長が本申請に対して添付書類を提出したと思います。しかし、排水同意をするというのは、その施設

管理者に負担がかかるから排水同意を出すというようなイメージがあるため、県道の排水同意について地元の区長が同意することについてどのような考え方の下において指導をなされているかを確認したいです。

議 長：事務局、よろしいですか。

事務局：地元の排水同意につきましては、愛知県の管理権限に対してというのではなく、今回の農地転用に当たって、排水の流量も増えますし、地元の区の方が排水のことについて何も知らずトラブルの元になってもいけないため、確認の意味も含め、地元区長さんの同意をいただいている状況になっております。

議 長：よろしいでしょうか。

鈴木委員：施設管理者というのではなく、開発に関する地元への周知という意味で捉えていいということですね。

事務局：その意味合いが強いと考えていただいてよろしいかと思えます。

議 長：それでは、3番に移ります。番号3、高嶺の件につきまして、地元の近藤委員から御意見を申し上げます。

近藤(浩)委員：当事者と現場に立ち会い、説明受けまして、特に問題ないと思います。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等がないようでありますので、番号3について採決を採ります。番号3について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号3については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号4、同じく高嶺の件につきまして、地元の近藤委員から御意見を申し上げます。

近藤(浩)委員：3番の意見と同じになりますので、よろしく申し上げます。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある意見は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでし

ようか。

はい、どうぞ。

澁(良) 類：5の4の件で、図面の一時転用部分と永久転用地との境目で残る場所がありますがどういった状態になるのでしょうか。飛び地ができてしまうようなところの土地は許可が要るのではないのでしょうか。

事務局：今回、網かけで記載させていただいている部分につきましては、農地の部分を記載させていただいております。この白く空いた部分につきましては、地目が愛知用水路等ということで記入をされている部分でしたので、網かけから外させていただいているような状況です。造成協力地としましては、こちらの白く抜いたような三角形の部分も全て含めてきれいにならずという計画となっております。以上です。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決を採ります。番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第25号 賛成4件》

議 長：続きまして、議案第26号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局から説明を求めます。

【議案第26号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありました番号1、番号2、西一色、福田の件につきまして、一括して審議します。

地元の梶川委員、酒井委員から御意見を順次お願いします。

梶川委員：利用状況調査で見回りしましたが、耕作もしてありましたので、特に問題ないと思います。

議 長：はい、ありがとうございます。

酒井委員、お願いします。

酒井委員：福田地区においても、現地を確認したところ、水田を適正に管理しているということを確認しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。番号1、番号2について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1、2については証明書を発行することとします。

議 長：続きまして、番号3、同じく福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見をお願いします。

酒井委員：先日確認しましたところ、一部は管理休耕の状態ですが常に耕起して管理されていること、少し離れた田んぼは、管理、委託するということを確認しております。もう1か所の畑は、家庭菜園として利用しているということを確認しましたので、問題ないと思います。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、番号3について採決に移ります。

番号3について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第26号 全員賛成3件》

議長：続きまして、議案第27号、農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

【議案第27号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。
本件について、採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第27号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問に移ります。諮問第7号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第7号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、番号1、三好上の件につきまして、地元の久野委員から御意見ををお願いします。

久野委員：申請者の会社が北東側にありまして、場所としては駐車場、従業員の駐車場、あるいは作業機等の駐車場としては適切な位置であるということで設定されました。申請地の前の道路は農業用の、5m以上ある広い道路で、排水については土地改良の排水路が隣接しております。特にほかの農地に影響があるということはないと考えております。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでし

ようか。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1については適当であるとして市へ答申するこ
ととします。

議 長：続きまして、番号2、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から
御意見ををお願いします。

深谷(良)委員：この土地は、農振の除外の要件を満たす第1号から第5号まで、記載
のとおりでございます。したがいまして、問題ないと思います。
ただし、駐車スペース東側の道路との境に愛知用水の蛇口が立って
います。したがいまして、この管理されている団体との調整、施設の変
更等が生じますので、その対応をしていただきたいと考えております。

議 長：はい、事務局で対応よろしくをお願いします。

事務局：愛知用水に関しましても、各事業計画者のほうには毎回よく調整の上、
移設等の手続を取っていただくように指導させていただいております
ので、本件についても、引き続き指導させていただきます。

議 長：ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。
番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2については適当であるとして市へ答申するこ
ととします。

議 長：続きまして、番号3、高嶺の件につきまして、地元の近藤委員から御
意見ををお願いします。

近藤(浩)委員：所有者との立会いの下、説明を受け、確認をいたしました。問題あり

ません。お願いします。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3については適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第7号 全員賛成3件》

議 長：続きまして、諮問第8号につきましては、伊豆原めぐみ委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：諮問第8号、農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第8号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。
諮問第8号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、諮問第8号については適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第8号 賛成1件》

議 長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

- 1 令和2年8月分の農地転用届出の受理状況について
- 2 令和2年8月分の現況証明願の証明状況について

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は举手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。
これを持ちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。
引き続き、農地用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へお渡します。

事務局：慎重審議ありがとうございます。
引き続きまして、農地利用最適化推進会議のほうを行いたいと思います。
本日、机に配付をさせていただいております、9月の農地利用最適化推進会議の資料のほうを御覧いただきたいと思います。次第に沿って進めさせていただきます。

- 1 協議・報告事項
 - (1) みよし市農業委員会活動記録 委員会集計表について
 - (2) 人・農地プランについて
 - (3) 農業委員会会費積み立てについて

(4) 農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

2 その他

し尿汚泥肥料「みよしのゆうきくん」の無料配布について

事務局：《資料に基づき説明》

[その他]

事務局：御不明な点ございましたら、事務局まで御質問いただければと思います。

以上をもちまして9月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議のを終了させていただきます。

一同、御起立ください。

(閉会午前10時30分)